別紙１

|  |  |
| --- | --- |
| 収　入  印  印　紙 | 運　送　契　約　書 |

　参議院青森県選挙区選出議員選挙候補者　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と、　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、選挙運動のための自動車の運送について次のとおり契約を締結する。

１　契約目的

　　公職選挙法第１４１条の規定の基づき、選挙運動のために使用

２　車種及び自動車登録番号

　　車種：　　　　　　　　　　　　　　　　　自動車登録番号：

３　台数　　　１台

４　使用期間

　　平成２８年　　　月　　　日から

　　平成２８年　　　月　　　日まで　　　　　日間

５　契約金額　　　　　　　　　　円

　　（内訳　１日　　　　　　　　円×　　　日間）

６　使用上の義務等

　　甲は、法令等に従い本件車両の運行義務を負うことはもちろん、乙の定める約款に従う義務を負う。

７　請求及び支払

　　この契約に基づく契約金額については、乙は、青森県に対し請求するものとし、甲は、これに必要な手続を遅滞なく行うものとする。

　　なお、青森県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は、青森県には請求できない。

８　その他

　　平成２８年　　　月　　　日（契約締結日）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　参議院青森県選挙区選出議員選挙候補者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者

別紙２

車両賃貸借契約書

　参議院青森県選挙区選出議員選挙候補者　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と、　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、車両の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

１　契約目的

　　公職選挙法第１４１条の規定の基づき、選挙運動のために使用

２　車種及び自動車登録番号

　　車種：　　　　　　　　　　　　　　　　　自動車登録番号：

３　台数　　　１台

４　使用期間

　　平成２８年　　　月　　　日から

　　平成２８年　　　月　　　日まで　　　　　日間

５　契約金額　　　　　　　　　　円

　　（内訳　１日　　　　　　　　円×　　　日間）

６　使用上の義務等

　　甲は、法令等に従い本件車両の運行義務を負うことはもちろん、乙の定める約款に従う義務を負う。

７　請求及び支払

　　この契約に基づく契約金額については、乙は、青森県に対し請求するものとし、甲は、これに必要な手続を遅滞なく行うものとする。

　　なお、青森県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は、青森県には請求できない。

８　その他

　　平成２８年　　　月　　　日（契約締結日）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　参議院青森県選挙区選出議員選挙候補者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者

別紙３

選挙運動用自動車燃料供給契約書

　参議院青森県選挙区選出議員選挙候補者　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と、　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の燃料の供給について次のとおり契約を締結する。

１　供給する期間

　　平成２８年　　　月　　　日　から　平成２８年　　　月　　　日　まで

２　供給場所

　　所在地：

　　名　称：

３　供給を受ける自動車の登録番号

４　金　額

　　単価は、１リットル当たり　　　　　　　円（税込み）とし、期間中の供給総量に単価を乗じた金額とする。

５　請求及び支払

　　この契約に基づく契約金額については、乙は、青森県に対し請求するものとし、甲は、これに必要な手続を遅滞なく行うものとする。

　　なお、青森県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は、青森県には請求できない。

６　その他

　　平成２８年　　　月　　　日（契約締結日）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　参議院青森県選挙区選出議員選挙候補者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者

別紙４

|  |  |
| --- | --- |
| 収　入  印  印　紙 | 自動車運転契約書 |

　参議院青森県選挙区選出議員選挙候補者　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と、　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、甲が使用する公職選挙法第１４１条に定める選挙運動用自動車の運転について次のとおり契約を締結する。

１　運転する期間

　　平成２８年　　　月　　　日から

　　平成２８年　　　月　　　日まで　　　　　日間

　　原則として、毎日　　　時　　　分から　　　時　　　分まで

２　契約金額　　　　　　　　　　円

　　（１日につき　　　　　　　　円）

３　運転する車両の登録番号

４　請求及び支払

　　この契約に基づく契約金額については、乙は、青森県に対し請求するものとし、甲は、これに必要な手続を遅滞なく行うものとする。

　　なお、青森県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は、青森県には請求できない。

５　その他

　　平成２８年　　　月　　　日（契約締結日）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　参議院青森県選挙区選出議員選挙候補者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

別紙５

|  |  |
| --- | --- |
| 収　入  印  印　紙 | 選挙運動用通常葉書作成契約書 |

　参議院青森県選挙区選出議員選挙候補者　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と、　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

１　品　名

　　公職選挙法第１４２条に定める選挙運動用通常葉書

２　契約金額　　　　　　　　　　円

　　（内訳　単価　　　円　　　銭×数量　　　　　枚）

３　納入期限

　　平成２８年　　　月　　　日

４　請求及び支払

　　この契約に基づく契約金額については、乙は、青森県に対し請求するものとし、甲は、これに必要な手続を遅滞なく行うものとする。

　　なお、青森県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は、青森県には請求できない。

５　その他

　　平成２８年　　　月　　　日（契約締結日）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　参議院青森県選挙区選出議員選挙候補者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者

別紙６

|  |  |
| --- | --- |
| 収　入  印  印　紙 | 選挙運動用ビラ作成契約書 |

　参議院青森県選挙区選出議員選挙候補者　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と、　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

１　品　名

　　公職選挙法第１４２条に定める選挙運動用ビラ

２　契約金額　　　　　　　　　　円

　　（内訳　単価　　　円　　　銭×数量　　　　　枚）

３　納入期限

　　平成２８年　　　月　　　日

４　請求及び支払

　　この契約に基づく契約金額については、乙は、青森県に対し請求するものとし、甲は、これに必要な手続を遅滞なく行うものとする。

　　なお、青森県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は、青森県には請求できない。

５　その他

　　平成２８年　　　月　　　日（契約締結日）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　参議院青森県選挙区選出議員選挙候補者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者

別紙７

|  |  |
| --- | --- |
| 収　入  印  印　紙 | 選挙運動用立札・看板作成契約書 |

　参議院青森県選挙区選出議員選挙候補者　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と、　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、次の立札・看板の作成について次のとおり契約を締結する。

１　品　名

　　公職選挙法第１４３条及び第１６４条の２に定める次の立札・看板

　　（選挙事務所用・選挙運動用自動車等取付用・個人演説会場用）

２　契約金額　　　　　　　　　　円

　　（内訳　単価　　　　　　円×数量　　　　　）

３　納入期限

　　平成２８年　　　月　　　日

４　請求及び支払

　　この契約に基づく契約金額については、乙は、青森県に対し請求するものとし、甲は、これに必要な手続を遅滞なく行うものとする。

　　なお、青森県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は、青森県には請求できない。

５　その他

　　平成２８年　　　月　　　日（契約締結日）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　参議院青森県選挙区選出議員選挙候補者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者

別紙８

|  |  |
| --- | --- |
| 収　入  印  印　紙 | 選挙運動用ポスター作成契約書 |

　参議院青森県選挙区選出議員選挙候補者　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と、　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

１　品　名

　　公職選挙法第１４３条に定める選挙運動用ポスター

２　契約金額　　　　　　　　　　円

　　（内訳　単価　　　円　　　銭×数量　　　　　枚）

３　納入期限

　　平成２８年　　　月　　　日

４　請求及び支払

　　この契約に基づく契約金額については、乙は、青森県に対し請求するものとし、甲は、これに必要な手続を遅滞なく行うものとする。

　　なお、青森県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は、青森県には請求できない。

５　その他

　　平成２８年　　　月　　　日（契約締結日）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　参議院青森県選挙区選出議員選挙候補者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者